

地方公務員の区分について

○ 地方公務員法において特別職と一般職に区別されるほか、一般職についても、企業職員、単純労務職員等の区別があり、それぞれ適用される法律が異なっている。

地方公務員

特別職 [知事、市町村長、議員等]
 (地方公務員法は原則として適用されない。地方自治法、公職選挙法等各法律において個別に規定。)

一般職
 (地方公務員法適用)

(1) **企業職員、単純労務職員等**

① **企業職員**
 [地方公営企業(水道事業等)の職員]

② **単純労務職員**
 [技能労務職員と言われる清掃職員、用務員、学校給職員等]

③ **特定独立行政法人の職員**

(2) **その他**

① **いわゆる一般行政職**

② **教員**

③ **警察官・消防職員**

職務内容が民間の同種の事業に類似していることから、その勤務条件の決定方式を中心として、できるかぎり民間の勤労者に近い取扱いをすることとし、他の地方公務員とは異なる取扱いがされている。

- ・ 地方公営企業等労働関係法適用
- ・ 地方公営企業法第 37 条～第 39 条適用 (単純労務職員については準用)
- ・ 地方公務員法一部適用除外

争議権は否定されているものの、労働組合結成権、労働協約締結権を含む団体交渉権が認められているほか、原則として、労働組合法及び労働関係調整法が適用される。

基本的には企業職員と同様の身分取扱い。給与については、地方独立行政法人法第 51 条が適用される。

人事委員会の給与勧告制度等により給与改定が行われる。団体交渉は認められているが、協約締結権は認められていない。警察官・消防職員については職員団体の活動はもとより団結権が認められていない。(地方公務員法第 37 条、同法第 52 条第 5 項)